

宇都市文化藝術振興条例（仮称）骨子

平成22年（2010年）11月

宇都市文化藝術振興条例（仮称）検討委員会

宇部市は、石炭産業の振興により産業都市として発展してきた歴史の中で、先人達の献身的な取組と市民一丸となった運動により、野外彫刻でまちを飾る市独自の文化が創造され、現在まで受け継がれてきています。

また、産業都市としての発展の歴史を物語る産業遺産も数多く存在し、特に渡辺翁記念会館は、音響効果の優れた音楽ホールとして市民に愛され続けています。

しかしながら、近年、総人口の減少、少子高齢化の進行、情報化の進展など私たちを取り巻く環境が刻々と変化している中で、人や地域の連帯感が薄れ、犯罪の凶悪化や低年齢化などの問題が深刻となっており、幼年期からのこころの教育や家庭と学校、地域の連携など、内面的な豊かさや感性を育む環境の整備、協働した取組が重要になっていきます。

加えて、人口の減少も影響し、各地域でこれまで受け継がれてきた伝統的な文化を、次世代に引き継いでいくことが困難になってきています。

そのため、宇部市独自の文化や歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぎ、さらに発展させ、子ども達の健やかな成長や心豊かな市民生活のために市を挙げて取り組むことが是非とも必要であると考えます。

市におかれましては、今後、永続的に文化の振興を図るため、条例を制定され、文化によるまちづくりを市民との協働により進められることを切に願うものであります。

平成22年（2010年）11月

宇部市文化芸術振興条例（仮称）検討委員会

委員長	長 畑 実
副委員長	三 好 美喜子
委 員	常 西 周 徳
委 員	村 上 玲 子
委 員	森 江 直 紹
委 員	由 井 桂 子
委 員	繩 田 紀美子
委 員	道 中 豊 明
委 員	増 本 一
委 員	安 井 敬 子

※ 条例に盛り込む項目及びその内容を以下のとおりとするものです。

※ 内容については、条例の規定そのものではなく、規定文中に表現すべきと考えられる事項や趣旨を記述しています。

規定する項目	内 容
1 前 文	<p>文化の意義や本市の文化の独自性、この条例の制定の趣旨について、以下の内容を条例に「前文」として規定するものです。</p> <p>① 文化の意義</p> <p>文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や創造力を育み、また、人を育て、人ととのつながりを生み出すものであり、子ども達の健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものであります。</p> <p>また、観光や産業など他の分野の活力を促し、まちを豊かにするための重要な要素でもあります。</p> <p>② 本市における文化の独自性</p> <p>石炭産業の振興により発展したわがまちでは、先人達の献身的な取組の中で「共存同榮・協同一致」の精神（こころ）が生まれ、戦災復興や公害対策の中で、緑化運動や花いっぱい運動などの市民一丸となった活動につながりました。</p> <p>そして、それらの活動は、荒廃した生活空間や青少年の心の蘇生を願い、「自然と人間の接点を芸術から」という先駆的な観点で始まった、野外彫刻でまちを飾る運動へと発展し、本市独自の文化が創造されました。</p> <p>この独自の文化は、ビエンナーレ形式の野外彫刻展という形で歴史を刻み、まちの至る所で野外彫刻が鑑賞できる本市固有の情景が生まれました。</p> <p>また、市内には産業都市としての本市の歩みを印象づける数々の近代化産業遺産があります。</p> <p>特に昭和初期の建築美を今に伝え、国の重要文化財にも指定されている渡辺翁記念会館は、音響効果に優れた音楽ホールとして高い評価を得て、国内外の著名な音楽家等の公演が行われるとともに、隣接する文化会館とあわせ、市民団体等による舞台芸術の発表・鑑賞の機会を支える、市民の幅広い文化活動の場として活用され、親しまれています。</p> <p>③ 条例制定の趣旨</p> <p>このような本市独自の文化や歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぐとともに、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出すため、市と市民が協働して文化によるまちづくりに取り組むことを目指し、この条例を制定するものです。</p>

規定する項目	内 容
2 目 的	<p>この条例の制定の目的として、以下のことを規定します。</p> <p>文化によるまちづくりを進めるための基本理念を定めるとともに、市と市民、市民団体及び事業者の役割その他基本的な考え方を明らかにすることにより、本市の文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活と活力あるまちの創造に寄与することを目的とします。</p>
3 定 義	<p>この条例で使用する用語として、「文化」について以下のとおり定義付けます。</p> <p>「文化」とは、芸術や芸能、伝統文化、生活文化のほか、市民が主体的に行う創造的な諸活動及び文化財（近代化産業遺産（日本の近代化に貢献した産業の遺産としての価値を持つ建造物などで、経済産業省が認定している文化遺産の一分類をいう。）を含む。以下同じ。）をいいます。</p>
4 基本理念	<p>市と市民、市民団体及び事業者が、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たっての基本理念として、以下のとおり規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）の自主性及び創造性並びに活動の多様性を尊重すること。 ② 市の独自性あふれる文化活動や文化財を保存し、継承し、発展させ、及び活用すること。 ③ 市民すべてが文化を創造し、及び享受することができるることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民等の文化活動が活発化するような環境の整備に努めること。 ④ 文化の振興に関する活動や取組を観光や産業など他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。
5 市の役割	<p>文化の振興及び文化によるまちづくりに係る市の役割を以下のとおり規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民等と協働して文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。 ② 文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

規定する項目	内 容
6 市民等の役割	<p>文化の振興及び文化によるまちづくりに係る市民等の役割を以下のとおり規定します。</p> <p>① 自らが文化の担い手として、文化の創造、享受、継承及び発展並びにそれらの発信に積極的に努めます。</p> <p>② 多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めます。</p>
7 基本方針の策定	<p>「4 基本理念」に基づき、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長が定める基本方針及びその策定に係る手続きについて、以下のとおり規定します。</p> <p>(1) 基本方針に掲げる事項 ※ () 内は、基本理念の項目番号を示します。</p> <p>① 市民等の自主的な文化活動の促進及び文化活動への意識の啓発に関すること。 (4-①)</p> <p>② 緑と花と彫刻によるまちづくりなど本市独自の文化活動や伝統文化の継承、発展及び活用に関すること。 (4-②)</p> <p>③ 文化財の保存、継承及び活用に関すること。 (4-②)</p> <p>④ 学校、家庭、地域における子ども達への文化に係る教育及び子ども達の文化活動への支援に関すること。 (4-③)</p> <p>⑤ 市民等が文化を創造し、若しくは鑑賞し、又は文化活動に参加するなど文化に触れる機会の充実に関すること。 (4-③)</p> <p>⑥ 文化を通じた市民等の国内外交流の促進に関すること。 (4-③)</p> <p>⑦ 文化活動を担う人材の育成及び確保に関すること。 (4-③)</p> <p>⑧ 文化施設の充実及び効率的かつ効果的な管理運営に関すること。 (4-③)</p> <p>⑨ 文化の振興に係る取組と経済関係分野との連携及び情報通信技術を活用した効果的で魅力的な情報発信に関すること。 (4-④)</p> <p>(2) 基本方針を定めるときの手続き</p> <p>① 基本方針を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないこと。</p> <p>② 基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこと。</p>

規定する項目	内 容
8 審議会	<p>基本方針を定めるときの意見聴取のほか、本市の文化の振興に関する事項について、市長が諮詢する附属機関を設置することについて、以下のとおり規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 審議会を置くこと。 ② 審議会は、委員10人以内をもって組織すること。 ③ 委員は、学識経験者、文化活動を行う関係者又は関係団体の代表者及び市民のうちから、市長が任命すること。 ④ 審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定めること。